

平成 22 年度第 2 回協働支援会議

平成 22 年 4 月 26 日午後 2 時 0 0 分

区役所本庁舎 6 階第 4 委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、関口委員、野口委員、的場委員、竹内委員、伊藤委員
事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

久塚座長 第 2 回目の協働支援会議を今から開催いたします。今日は新宿区社会福祉協議会の村山委員はお休みですが、定足数に足りております。

では、資料を事務局のほうから説明、確認をお願いします。

事務局 本日の資料の確認の前に本日の議事についてですが、まず平成 22 年度 N P O 活動資金助成一次書類選考にあたっての事前協議、それから 2 番目としまして、平成 22 年度協働事業提案についてとなっております。

資料の確認に入らせていただきます。

まず、資料 1 が平成 22 年度 N P O 活動資金助成・プレゼンテーション実施要領（案）、それから、資料 2 が平成 22 年度新宿区協働事業提案募集要領（案）、

資料 3 が新宿区協働事業提案確認シート（案）、

それから、資料 4 が協働事業提案事前ヒアリングシートの案となっております。

それから、資料ナンバーを振ってありませんが、平成 22 年度協働支援会議等開催予定、それから現在実施しております協働事業提案の実施状況のチラシ等になりまして、まずは O J D サポートセンターというのですが、これは非行克服支援センターです。こちらから出されました昨年度の連続講座、「思春期の子どもと向き合う」の冊子、報告書の冊子ができ上がりましたのでそれを配付してございます。

それから、黄色いチラシで、平成 22 年度新宿区協働事業、聞こえに困っている人のためのリハビリテーション講座の実施案内です。

それから、新宿区の広報に掲載されたものとして、ほっと安心カフェスタッフ養成研修の受講生を募集という記事と、裏面に高次脳機能障害者ミニ・デイサービスのお知らせ、それから先ほどの黄色いチラシと同じ、聞こえに困っている方のためのリハビリテーション講座の募集の新宿区広報の写しとなっております。

それから、新宿 N P O ネットワーク協議会が主催して行っております市民と N P O の交

流サロン、あす27日の開催のものですが、非行克服支援センターによる「子どもたちの心に寄り添い、豊かな青少年時代をおくれるよう、サポートする」というのを行いますので、もしお時間のある委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

それから、区役所の1階にNPO活動情報コーナーを開設しましたので、新宿区のホームページにニュースリリースで出たものをおつけしております。

それから、事前配付としまして、各委員には、平成22年度NPO活動資金助成の申請書をファイルにしたものを送付させていただいております。

以上になります。

久塚座長 前回に引き続いて年度当初の枠組みづくりプラス活動資金助成がいよいよ動き出すという、そういう形で今日の会議は組まれています。

まず、今の説明で落ちているものはないですね、大丈夫ですね。

では、今から議事を進めますけれども、前回と同じく議事録を作成いたしますので、ご発言の前にお名前をおっしゃってください。

まず第1ですけれども、22年度のNPO活動資金助成一次書類選考にあたっての事前協議という議事に入っていきます。では、よろしくをお願いします。

事務局 それではご説明させていただきます。このNPO活動資金助成一次書類選考にあたっての事前協議というものなのですが、申請事業に対する意見や情報交換を行っていただいて、各委員に一次採点をするに当たっての共通認識を持っていただくために、昨年度からこの場を設けさせていただいております。

それでは、説明の内容に移っていきますが、事前送付の書類で、ファイルにとじました「平成22年度NPO活動資金助成申請書」というものに基づいてご説明したいと思います。皆様、今日お手元に申請書のファイルはお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

それでは、説明させていただきます。まずはこのNPO活動資金助成申請一覧、こちらの表についてご説明を差し上げようと思います。お送りした資料のファイルのちょうど2ページ目になってきます。こちらに今年度8件の助成申請がありまして、そちらの申請状況の一覧という形で載せさせていただいております。こちらの申請一覧ですが、まず団体名、事業名がございまして、3番目のところに助成の種類ということで、今年度は新事業立上げ助成について2件の申請、それからNPO活動資金助成については6件の申請が出ております。

その横が申請額になっておりまして、今年度の申請額の合計は320万円になっており

ます。ちなみに予算上で持っている助成金の総額の予算としては400万円ですので、それよりも下回っているというような現状でございます。

続きまして、事業の種別、こちら新規と既存というものが記載されています。この新規と既存の区別は、申請をする団体にとって新規に取り組む事業については新規、その団体にとって既に行っている事業について申請を行う場合には既存という形でその種別を記載していただいております。ですから、既存というものでも、まだNPO活動資金助成を受けていないものもございます。

それから、その隣の欄、前年度の助成・申請状況ということですが、こちら空白のものは初めて申請が出ているもの、丸印がついているものは昨年度、この団体について助成金の交付を行ったものとなっております。二次で×というふうについているものは、昨年度申請事業について、二次の公開プレゼンテーションまで進んだのですが、そこで最終的に助成決定しなかったものについて、二次で×という様な記載をさせていただいております。

続きまして、右側の助成実績、(年度)と言う項目ですが、こちらの年度につきましては、申請する団体が今回申請した事業だけではなく、このNPO活動資金助成制度、16年度から実施していますが、本助成制度を使って助成を受けた実績ということで、その助成を受けた年度について記載をさせていただいております。

続きまして、右側、同一事業への助成実績(年度)というものですが、これは今回上げてきましたその申請事業と全く同じ内容、同一事業について助成を受けた実績について記載をさせていただいております。例えば3番であれば、このピポ・ユニバーサル駅伝以外の事業では16年、18年、19年と助成実績があり、かつこのピポ・ユニバーサル駅伝については20年度、21年度に助成をしております、今年度で3回目の助成申請になるというふうに読み取っていただければと思っております。

今年度は全部で8件の助成申請がありまして、昨年度は15件の申請がありましたので、今年度は申請件数としては大幅に減少しているというような状況になっております。

続きまして、審査資料をご説明したいと思います。お送りしました各団体の資料のファイルのつづりの中には、まず助成金についての交付申請書、それから団体全体の活動状況を見ていただくために、私どものほうで団体登録したときに作成しております各団体のNPO活動法人登録の登録票、それから各団体の財務状況等を見ていただくために年度報告資料としまして前年度の事業の収支計算書、それから事業報告書、それから収支予算書と事業計画書を添付しております。加えておととしから添付しておりますが、前事業年度の

貸借対照表を各団体についてつけております。

ちなみに貸借対照表がない団体が1つだけありまして、6番目の団体になりますが、こちらは設立初年度のため、まだ決算を行っていませんので、貸借対照表はついていない形となっております。

それからもう一つ、昨年度同一事業で助成を受けた団体、3番と8番についてですが、こちらにつきましては、採点の際に、昨年度の助成を受けたものについて自己評価を行っているか等の評価をしていただくために、前年度の助成事業についての事業実績報告書をこの2団体についてのみ添付をさせていただいております。

それから、あと1点ちょっとご説明をしたいところがありまして、こちらの申請番号で2番の登録票なのですが、ファイルの36ページのところです。運営状況というくくりのところ、ここに正会員が4人と記載されております。ちょっと委員のほうからご指摘いただきまして、もともとこのNPO法人の設立認証の基準としては、社員数が10名以上、いわゆる正会員の数が10名以上という基準があるので、この正会員4人ということでは満たしていないのではないかとということでご質問をいただきました。

同団体に、私のほうでお電話で確認させていただいたところ、実はこの正会員4人の中に役員を含めていなかったということで、実際役員が7名いらっしゃるそうなので、正会員を含めて11人ということで設立認証の要件は満たしていると。なおかつ、この正会員数について4人というふうに記載したのですが、本当は7人の誤りであったということで、実際は14名の方が社員として活動していらっしゃるということですので、一応設立認証の要件は満たしているということで確認できましたので、この場でご報告をさせていただきます。

今日は書類審査に当たっての申請団体や事業内容の共通理解を深めていただくための意見交換を行っていただきたいと考えております。今日の事前協議の結果を踏まえて、各委員の方には書類審査、採点を行っていただきまして、その結果につきましては4月29日木曜日、祝日になりますが、この日必着で事務局へ送付していただきたいと思っております。メールでもファクスでもいずれでも可能です。事務局でその集計結果を取りまとめたものを、5月6日に行います第3回の支援会議で提示をさせていただきますので、二次に進むプレゼン実施団体について協議、決定をしていただければということと考えております。

以上、事務局のご説明です。

久塚座長 流れとしては、プレゼンテーションに来ていただく団体を最終的に決定するのは6日ですよ。

事務局 はい。

久塚座長 その前にこの委員の中で、今日8つの団体がありますけれども、それをめぐって共通の認識を、評価するということではなくて、共通の認識を持っていただくということになります。

今までのところ何か、どなたでも結構ですけど。主には資料についての説明が先があったのですが、結果的に8つの団体となりました。予算的にも320万円という合計の金額になっています。結論をいずれにするかは後日ということになりますが、ここまでのところありますか。

竹内委員 基本的なところで、前回話があったのですが、繰り返し申請しているところを評価点でマイナスするとありましたよね、マイナス5点。これはA、B、C、D、Eがあって、その振り分けがちょっとわからないのですが、マイナス1、マイナス2、マイナス3、マイナス4、マイナス5になるのか、この間には何かゼロ点があるとおっしゃったのですが、その振り分けがちょっとひとつわからなかった点が一つと、もう一つ、繰り返し申請で、21年度に申請しているところには実績報告書があるのですが、その前に申請したところ、17、18、20とか、その分についてはないので、評価を今しないとおっしゃったのですが、その辺がしないと何か不公平になるような気もしないでもなかったもので、その2点についてちょっと確認したかったです。

事務局 では、事務局のほうから説明させていただきます。

久塚座長 お願いします。

事務局 こちらのNPO活動資金助成の採点表のほうをちょっとごらんいただければと思うのですが、実績評価という項目で、過去に助成を受けた事業のみ採点ということで、先ほど竹内委員のほうから出ました評価点から5点を引くというマイナス評価をする項目がございます。こちらの評価の部分は、同じ事業について今年度も申請をしてきた事業について評価をしていただく項目という形になります。今回の助成金の対象で言いますと、過去にこのNPO活動資金助成を受けた事業と同じ事業で申請をしてきている団体というのが3番と、それから8番目、こちらの2団体が過去に既に助成を受けた同一事業での申請という形になっておりますので、この2団体についてこの実績評価のところに評価点をつけていただきたいというふうに思っております。

それ以外の団体について、過去に確かに助成実績がある団体もあるのですが、こちらにつきましては今回の事業とは同一ではない事業であるということで、この実績評価の対象からは外れるというような形になります。

それで、各委員には、この実績評価欄につきましては、AからEの評価をつけていただければと思います。自己評価について、大いに内容的に認められると思えばA、全く認められなければEというような形でつけていただく形になります。

例えばA評価がついた場合、評価点から5点をマイナスするということになりますので、A評価でしたら5点から5点をマイナスしますのでプラスマイナスゼロで減点なし。E評価がついた場合には、Eの評価点というのは零点になりますので、零点から5点を引いたマイナス5点、それを全体の合計点からマイナスするというような形で算出していきます。

久塚座長 括弧の中ははじき出す式が書いてあるということでした。

竹内委員 わかりました、そういうことですね。

久塚座長 それまでは全部満点という書き方なのですが、いただいた点数からとにかく5点引くよということのようです。だから、5点もらえればゼロ点です。3点しかもらえなければマイナス2点ということになるという。

もう1点の質問ですけれども、平成20年度についての評価、あるいはそれ以前の評価について竹内委員から質問があったのですが、質問の趣旨は理解できましたか。

竹内委員 はい。それはわかりました。

久塚座長 よろしいですか。

竹内委員 同一事業じゃないということだったので。

久塚座長 ええ、ええ。よろしいですね。

それから、そういうことがあったときに、これから先は過去に助成を受けた事業というものが出てくると、過去のことをある程度知っておく委員さん、皆さんが共通に知っているとは限らないので、そういうのも何か要るかもしれません。

事務局 そうですね。

久塚座長 ええ。今回の場合は。

事務局 2団体。

久塚座長 特に少ないかもしれませんが、今までのところはよろしいですか。

もう少し進んでくると質問があるかもしれませんが、事務局のほうで前回の会議のときに合計18の団体から事前にアクセスがあるといわれて、結果的に8つになったの

だということで、前回の会議で幾つくらい見積もれますかということで、みなし企画はかなりと思ったら8つだったのです。

そのことについて、事務局のほうで一体どうだったのかというようなことについて、ちょっとフォローしてもらいました。技術的にそうやっていただいたのです。少ないのでやっぱりやるべきだと思った。その点についてちょっとお時間をおとりして、皆さん方に申請が8つになった経緯というか、理由ははっきりそこから出てこないと思うけれども、18団体のところが何か今回ちょっと遠慮したとか、そういうことがわかったことが一つでも二つでもあれば、事務局、説明していただけますか。

事務局 わかりました。それでは、今年大幅に件数が少なくなっているのですが、22年度については説明会自体は大体例年並みの18団体の参加がありました。実際に申請に来たのが8団体ということで、それで事務局のほうで今回の支援会議の前に説明会に出席をされて、当日申請をされてこなかった10団体について、1件だけちょっとまだ連絡がとれていないところがあるのですが、電話とメールでその理由を確認させていただきましたので、ご紹介をしたいと思います。

まず、一つ目の団体は、同じ事業をずっと長い間継続をしている団体でして、新規に事業を興す、あるいはそのステップアップをさせていく、活動を広げるというのは難しく、またその2分の1の助成率というのも厳しいということで、それで今年度については申請したい事業内容がなかったということで申請が上がりませんでした。それが1件ございました。

それから、次の団体は実際に助成金の申請書は書き上げてきて一度いただいたのですが、かなり内容に説明が不足している点が多くて、事務局のほうで大分これ直してくださいよということでお願いさせていただいた団体でした。団体のほうでも内容的に指摘事項もよくわかったのだけど、どうしてもそれを手直ししている時間が申請期限までに間に合わないということで、今回は見送りますということで取り下げになったケースがあります。

それから、次が二つの団体で同じ理由なのですが、実際に説明会のほうに来ていただいて、委員の講演を聞いていただきました。委員の講演を聞いた中で、区民ニーズにどれだけかなうかというのが非常に大事だというような説明をいただいたのですが、そのご自身の団体の中で考えられている事業の内容というのが、いわゆる区民ニーズのトップ5に挙げられるような高齢者の福祉ですとか安全・安心、そういったもののニーズの内容とはかなりかけ離れているということで、提案事業の内容を再検討する必要があるし、なおかつ

そのNPO活動資金助成が求めるものには、自分たちの申請事業内容が少し受け入れづらいというふうな解釈をされて提案を見送ったというようなケースがございました。

続いての団体については、毎年常連で上げていただいていたところなのですが、今年度また新しい事業の企画を考えていただいている、かなり協力機関についてももう事前にアポイントがとれているような状態まで来たらしいのですが、今年度、新規に実施する事業が別個にあって、その別個にやる事務量と団体の体力を考えて、さらにこの活動資金助成で新規事業に取り組むというのは難しいだろうという判断で申請を見合わせたというケースがありました。

続いての団体は、これは至って単純な理由で、申請締め切り日をすっかり失念してしまっていて、それで申請ができなかったという団体がございました。

次の団体は、先ほどちょっとご説明した団体と重複しますが、やはりご自身で考えていらっしゃる団体の申請事業のテーマが、NPO活動資金助成の目的に合致しづらいというふう考えたため、区民視点に立った事業計画をさらに検討して来年度の申請につなげたいというようなお話をいただいております。

続きましての団体ですが、こちらの団体は事務的な手数の関係で取り下げたというように形なのですが、かなりご自身の団体のほうで、年度がわりの時期ということで、かなりいろいろと事務が重なっていて、それだけの事務の中で新たに登録申請をして、なおかつ助成金の申請書類を一式用意するというのが、それだけかける手間暇と助成額で交付される金額を考慮した結果、事務的にかなり作業がかかるので今回見合わせたいということで提案しなかったというようなご事情を聞いております。

それから、残り二つですが、一つ目のところが、考えられていた団体の提案というのが全く実施場所も新宿区内ではなく、区民向けの事業ではなかったということで、それでNPO活動資金助成の要件に当てはまらなかったということで、来年度に向けてまた新たなものを検討したいというようなお話をいただいております。

それから、最後のご紹介ですが、その最後の団体については、これからNPO法人化をするというご予定のあるところで、今回の説明会はあくまでその法人後の申請のために、次年度以降の参考として参加していただいたということで、もともと今年度申請する予定がなかった、そういうご事情ということでお話を聞いております。

ちょっと内容は順不同ですが、以上、ご説明になります。

久塚座長 そういう事情でした。今後の課題になるか、ならないかを含めて今の事務局

の説明です。それについて議論するという事は今回避けまして、これから会議が進んでいくときにご意見をいただいて、どうしようかということになっていくだろうと思います。

まずは次回に最終的にプレゼンテーションにお呼びする団体を決めるための手続の中でご質問がありましたら。

竹内委員 ちょっと一つだけいいですか、今年は説明会に来られた件数が18件来たのですが、じゃ、昨年度説明会に来られたのは何件くらいだったのでしょうか。

久塚座長 では、昨年度を含めて今、手持ちがありますか、資料。

事務局 すみません、前回のときにその件数は持っていたのですが、今回はちょっと持ち合わせておりません。

竹内委員 はい、わかりました。

久塚座長 それでは、皆さんにいずれ昨年は申請が何件でということをお教えください。それで議論するわけじゃないけど、竹内委員がせっかく質問されたので。

事務局 はい。

竹内委員 一応申請件数は15件で、一次審査で11件が選ばれて4件が選定されたというのわかるのですが。

久塚座長 説明会でしょう。

竹内委員 そうですね。

事務局 はい。昨年度の説明会の件数ですね。

久塚座長 ええ、ええ。

事務局 わかりました。では、これは調べましてメールでお送りします。

久塚座長 お知らせいたしたいと思います。それから、もう継続して委員をされている方はいただいた報告だと思うのですが、平成21年7月にまとめた新宿区の協働推進事業に関するアンケートで登録NPO団体78団体に対してアンケートをしたものが少し利用できるかもしれませんが、全体的なことと言うよりは、これを見て少しこういうこともあるのかなと、今日議論に入りませんが、事務局のほうで登録の何か説明ありますか。

事務局 実際にこのアンケートを行った経緯なのですが、21年7月にご報告という形で、この協働事業提案制度審査会のたしか第2回の審査会だったと思うのですが、こちらのアンケートの集計結果を出させていただいています。もともとの発端は20年度の申請件数が16件で、翌年の昨年度が15件ということで、申請件数がなかなか伸び悩みをし

ているということで、それでこの助成金申請ができる団体自体が新宿区の登録NPO法人ということなので、相手がある程度特定できていますので、その各団体に対してどうして助成金の申請をされてこなかったのか、あるいはこの制度に関する不満点とか改善してほしい点があれば聞いてみたらどうかということで委員からご提案をいただきまして、アンケートという形で出させていただいています。

その中で全般的に協働事業提案制度のことですとか、区民活動支援サイトのことも伺っているのですが、NPO活動資金助成について知っているか、知らないか、あるいは今年度申請しなかった理由は何かということでお話を聞いております。

よろしければ新しい委員の方にはまた資料を提供したいと思いますので、後日まとめてお渡ししたいと思います。

久塚座長 そうですね。それで、それを含めてこれからどうしようかということについて話し合う機会を設けたいと思いますので、それでよろしいですか。

では、1番から8番まで、事務局のほうでも、なかなかこの書類づくりは難しいという団体にはご協力して、できるだけ思いを様式に載せるようにご苦労いただいたのですけれども、提出されたものについて何か委員のほうで、ここはちょっとわからないというところがありますでしょうか。

宇都木委員 いいですか。

久塚座長 はい、どうぞ、宇都木さん。

宇都木委員 新規の1番。これ、多分実際にはかなり難しい話になるのです、就労支援でしょう。

久塚座長 1番の団体ね。

宇都木委員 うん。だから、研修して就職先をあっせんしなきゃいけないのですよ、意味ないのです。すると、この団体、多分あっせんできる資格を持っていない、派遣事業を。

事務局 派遣といいますか、創業支援です、個人起業をする人のインキュベーション施設みたいな。

宇都木委員 うん、うん。だけど、それも実際にはそんな簡単に起業なんかできないから、そうすると就労支援したいことになっちゃう、事実上。多分それでないと、よくわからないけど、これ、一番金がかかるのは部屋を借りる話でしょう。

事務局 そうですね、大半が。

宇都木委員 不動産関係というのは空き室を借りる話だから、空き室は借りたはいいが

人が集まらなかったらどうするのと、こういう話だよね。そうすると、就労支援にも入れないと実際には効果が上がらないから、あまり考え過ぎかもしれないけど、私の。

伊藤委員 今回の宇都木さんの話に関連するのですが、私は今言ったのはその卒業生じゃないけど、そういう人のアフターフォロー、そこではうまくいったけど、あっせん施設から出ていってできるのか、できないのかということと、そこで店舗を借りてやるわけです、営業を。そのときに、その商業地域、商店会連合会があるじゃない。そこら辺との関連というのを考えているのかどうか、問題ないのならいいのですが。で、募集方法とか。あつれきが起きたら、そこで困るのではないかなという気がします。

久塚座長 ここからなかなか読み込むのが難しいのは、共通の認識としては、これは塾生の進路までやるのです。この事業としてはいろいろやりたいのだろうけど、新事業立上げ助成を申請して、場所がここで、7月1日から12月31日まで同一会場で毎日開催。

の場委員 すみません。店舗を持っていない方が自分の商品を売る売り場なのですよ。

宇都木委員 そう、自分の店を出すということだ。

伊藤委員 ここに書いてあるように対象が区内の零細の小売業者、法人と個人事業主の人。例えば個人事業者の場合だと、個人で輸入して売っているというのがあったり、そういう人を対象にしているわけ。だから、結局はここで対象にするのは小売業者なのだ。それをそこで指導するというのだけど。

の場委員 それで、四、五名の起業訓練塾生を募集していて、それというのは。

伊藤委員 3店舗か4店舗をその25坪の中に入れるということ。そこにこの法人の店舗というか、そこも入っている。片方の事業者、店舗のほうはそういう方針はやっちゃいけないよ、食べ物はやっちゃいけないよということなのです。

野口委員 いいですか。5ページの助成対象事業費の内訳の中で、空き店舗の賃借料が25万5,000円、これが6カ月ということで、さらにリース料がここで各経費として上がっているわけです。これ、やっぱりそういう篤志家で、自分が財産を持っていて、だからそういった空き家、空き店とか何かそういったものを持っている方が、そういうNPOを立ち上げたいということなら、ある程度その辺の経費が多少削減できて立ち上げられるのではないかと思うんですけど、ちょっとこの辺の大きなリース料というのは大変危険度合いが強いんじゃないかなという気がするんです。

久塚座長 助成対象となる事業の下支えとなる必要条件に大きなのが出ているので、このリース費までを入れてはないもののベースになるところなので、これは中身の判断をあ

まりできないので何とも言えないのですけれども、これは事前に事務局がお会いしたときに何かそういう話は出たのですか、特になのでしょうか。家賃が非常に高くかかることとか。

野口委員 あまり高価な家賃でここを借り上げるという話。

事務局 そうですね、家賃の算出に当たっては、きちんとどのぐらいの規模のものを見込んでいるのかというは出してくださいということで、この11ページにあるような見積もりはいただいて、大体想定している規模というのは出していただくようにしましたけれども、その25万円自体が高額かどうかというのは、またこれは事務局が判断するところからちょっと離れてきますので、算出の根拠だけは明らかにしていただいています。

10ページのところにイメージ図ということで、この実施会場の平面図、これ賃貸した場合にどういう店舗を置くかということで出ています。この団体のオリジナルのコーナーを持ちつつ、A、B、C、Dという形で小売店を、4つ同じ店舗内に出店をさせるというような、そういうイメージで考えていらっしゃるというお話でした。

的場委員 すみません。区民ニーズの把握状況の中で、この計画が地域全体を盛り上げると書いてあるのですけれども、何かこの事業自体が地域活性につながるというのが具体的にあまり記入していないのでちょっとわからないのですが、私、先ほどの賃借料がすごく高いとっていて、この事業が果たして高田馬場でやるべきなのかなというのをちょっと疑問に思いました。

久塚座長 事業評価に少し入りかけているので、それは各委員が結論を出していただくことで、この団体、1から8までのところで共通の認識を持てるようなことにもう少し戻して。

的場委員 わかりました。

久塚座長 はい、どうぞ。

伊藤委員 今、ここで問題になるのは高いの、低いのとあるのだけど、収入自体を見ると30万円しかないわけだ。ここで塾生からのリース料金15万円なので、6カ月90万あるわけだ。これはペイできないでそんなことをやって、この塾生が本当にやったほうがいいかどうかと思う。

だから、ここのところを、事業収入とそのバランスをもっとはっきりしてほしいのだよね。

竹内委員 今の内容は15万円で6カ月で5人集めれば、1人大体3万円なのです、月。

だから、その人が3万円投資するかどうかという話ではないですか。

久塚座長 はい、はい。

竹内委員 ええ、内容的に。5人集めればですけど。

伊藤委員 売り上げがないものね。

久塚座長 多分これから先の時代になってくるのだというふうに思いますけど、この助成の趣旨で例えれば本体の、NPOの事業がさまざまあります。その部分と当該申請にかかる事業が、上限で半額までという、あれの住み分けというか、その見分け方なり、全く新しくゼロのところからそれだけねらって、ほかのところもこれからの収入を当てにするというようなことを含めて将来的には議題にはなるだろうし、NPOを育てていくということと重ねて考えると、どの程度までどうしていいのかです。

先ほど事務局から説明があったけれども、申請を書くだけでも、あるいは区民ニーズに合わせるだけでもなかなか大変だという中で、先に申請する団体が少なくなってきたら、これはどういうふうにドライブしていったらいいものかというのはなかなか大きな課題だと思いますけど。

野口委員 いいですか。これは何か経営のノウハウを教える団体みたいに感じます。そういう形で企業を育てるのだったら、行政でもやっていますし、それとハローワークとかです。そういったものをやったり、いろんなところでちゃんと就職の機会とかそういったことをやっておるわけで、経営のノウハウを教えるNPOに助成金を出すというのは、ちょっとあれに合わないのではないかなという気がしたのです。

久塚座長 申請事業としては要件を満たしているのです。

竹内委員 考え方が問題になってきたのですけど、多分そういう空き店舗がたくさんあって、そこをなるべく手当てをして地域ニーズを広げていこうよという考え方をすれば、起業する人がいて、そこを利用して広げていこうという考え方で立てばいいことであると思うのです。

ただ、個人的には正直、起業の方を育てるのもいいのですが、まず自分たちがその店舗できちっと地域興しをやった上で、何かそういう方を誘致してやってもらいたいなという考え方を持つのですが。

久塚座長 もし当日、当該団体がプレゼンテーションに呼ばれたら、どうぞご指摘なり質問なりをされてください。

伊藤委員 この団体はこういう試みを今までにどこかでやっているのですか。

事務局 はい、やっています。

伊藤委員 その状況はどうだったの。

事務局 実際に同じような試みでやったことはあるというようなことは聞いております。ただ、そこが今も現在続いているかどうかについては把握しておりませんが、団体のほうが持っていたパンフレットによると、幾つかの小売りのお店をどこかの場所を借りて、この起業塾を出た人がやっているというようなことは言っておりました。

伊藤委員 ノウハウは一応あるということね。

事務局 はい。

久塚座長 立ち上げの部分ということもあって、貸借対照表を含めてなかなかこういうことを展開していると想像するのは難しい、そこに区別がございませんので何とも言えない部分です。それをこの委員会なり事務局が、ほかでもやっているのというようなことを聞ける範囲のものでもなくて、提出を求めるのは基本的にはこれだけの書類ですから、ですから伊藤さんのようなご質問は、もし当日聞くということであれば、そこで最終判断を下すに当たって質問していただければ。

宇都木委員 この書類から見ると、伊藤さんの質問の事業がどうもやっているように見えないね。

伊藤委員 うん。

久塚座長 結論部分は団体に聞いていただいて。

宇都木委員 いや、評価は皆さんあってもいいのだけど、やっぱりこれ能力だよ、こここの団体の。この2ページに、区民ニーズの把握の中に、このNPOについての相談者がウナギ登りで1年ごとに増加していると書いてあるけど、昨年の相談件数は実は大してなかったのだ。だから、そういう書類作戦じゃないけど。早いのではないかなと、僕はこれで今の感じがしますけど。

関口委員 すみません、もう1番は大分問題がありそうなパターンということで、次に進まないとならば多分時間内に全件について検討できないと思うのですがいかがでしょうか。

久塚座長 ほかのところに質問はないのかなと思って私は聞いていたのですが、座長として。これ一つずつつぶすんじゃなくて、もうランダムなのです。

関口委員 ああ、ランダムに。

久塚座長 はい。

伊藤委員 では、思ったことを、3番と8番についてちょっと。まず継続事業について

ちょっと言いますので、3番の場合、去年もかなり問題になったのですが、借金経営ということで、今年も借金をしているということと、それと去年も相手には言ったのですが、だんだんじり貧状態になっている。新しいやり方が見られない中で助成を申請してきているのはどうかと感じました、一応。

久塚座長 去年まで委員をやっておられたので、共通の認識として、そうだというよりは伊藤委員はそう思われたということですね。

伊藤委員 それから、8番のほうのいきいきサロン、これは今まで2カ所かな、それとほかの小さなところでやっているのだけど、今回戸塚地域センターができたので、そこで新しくやる。拡大ができていますので、事業としてこの自己評価の部分の考えるとよかったのではないかなという気がしました。その二つだけです。

久塚座長 継続しているように見えるけれども、多少変容があったものについて、前年からの継続委員に説明いただいた形になりますけれども、確かに実質上そのように展開していると。よしあしは各委員にお任せします。

ほかに1番から8番までのところで、読み方とか理解の仕方というところで質問、あるいはこういう理解でよろしいのかというようなことがあれば、順番は問いませんので。

この委員会では点数をつけてできるだけたくさんお呼びしてということなどを考えていたのですが、その判断を下す際に、どうしてもそれぞれの委員で理解の多少の違いがあったりすることが判断の差、違いにあらわれるようなことも多少考えられたので少し時間をおとりした次第ですので、どうぞ共通理解を各団体に持てるような質疑をしていただければと。これで十分理解できたということであれば、お話し合いすることは必要はないのですが。

的場委員 82ページの4番に関してなのですが、会場がアートプラザ内のギャラリーフレンドと書いてあるのですが、ここはランプ坂ギャラリーというのが3部屋存在すると思うのですが、そこはまた別の部屋で開催するということなのですか。

久塚座長 この書類からは読み取れなかったのですよね。

事務局 はい、では、93ページと94ページのところに図面がございまして、それです。まず93ページのほうが、通常ギャラリーなり貸し画廊として使っている場所で、ギャラリーフレンドというのがこの94ページ、別のフロアになるのですが、1室とっておりまして、全部で六つ部屋を借りているうちの一つがこのギャラリーフレンドとして活用されているということです。

ギャラリーフレンドのチラシが95ページのほうにありますので、ご参考にしていただければと思います。

伊藤委員 この団体に一括して貸しているわけでしょう、言うなれば。

事務局 そうですね、この専有部分については、斜線の入っているところは。

伊藤委員 NPO 棟のところ。

事務局 はい、NPO ひろばの中でここを賃貸契約で借りています。

伊藤委員 この中で使うという。

事務局 はい。

宇都木委員 これ、四谷ひろば、おもちゃ美術館が入っているところでしょう。

事務局 はい。

宇都木委員 そうするとこの人たちの事業は、ギャラリーをその中でやっているわけだよね。

事務局 ええ。

宇都木委員 だから、その自分たちが借りていることを、今度の事業でその部屋代を会場使用料として計上するのはどうなのかな、ちょっと悔しい。どこか別の会場を借りてやろうと言うのならそれはそれでいいのだけど、本来事業をやっているにもかかわらず事業期間中の分をこれに肩代わりするというのはちょっと行政の趣旨から言ったら、これが入るというのもちょっと何か違和感を私は感じるのだけど。

関口委員 これ、この前あった新潟のほうの子供たちが泊まれるログハウスに泊まりに行くやつ。あれと同じパターンじゃないですか、自分たちで持っていたり運営しているところに、使用するとき自分たちにお金を払うという考え方。

伊藤委員 まあ、また貸してみたいなものだね。

関口委員 また貸し、しかも借りるのが自分たちだと。

伊藤委員 そうそう。

的場委員 その期間中、その部屋だけ自分たちが自分たちにお金を払うという。

関口委員 そうですね。

宇都木委員 ましてや公共的建物ですが、まあまあ、それも考え方の一つと言えばそうかもしれないけど。

久塚座長 うん、そうね。

宇都木委員 一定の趣旨から言うと。

伊藤委員 いつも問題になるところですね。

久塚座長 もし今のところ、制度上は問題ないですか。やっぱり大変なので、お家賃だとかそういうところの補助の部分をこの申請事業の中に組み込んでくるという形ですよ、理解の仕方としては。

事務局 はい。一応事務局のほうでもイベント当日の使用料ですとか、そういう直接事業にかかわるものについては、事務所経費についても対象にして構いませんよということでご案内をしております。

宇都木委員 そこから、ほかの事業から繰り入れしているからこうなっているのだけど、それはそれでいいわ、後で評価。

久塚座長 そうですね。したがって、先ほど関口委員から指摘があった、私も1年間いなかったけど、かすかに思い出しましたが、たしかにバスか何かで出かけるところだったかな、今ご指摘があったのは。

関口委員 ええ。

久塚座長 自分たちの財産ではないところ、微妙なことなのです、そういう意味で。制度的にはそういう位置づけだそうです。それから、的場さんが質問ありましたよね。

的場委員 もう大丈夫です。

久塚座長 いいですか。では、宇都木さん。

宇都木委員 2番について、この団体はこの事業をやるのにお金がないわけじゃないのだ。去年の12月31日まで、去年の収支計算書で言うと剰余金が150万円も一応計上してあるので、だからこれ、助成金を申請してやる事業の意味は何だろうな。それで、この助成金がなければこれはできないと言っているわけでしょう。

事務局 そうですね。一部減額して交付を受けた場合に助成事業の遂行は可能かどうかというところの項目については、「いいえ」ということをご回答いただいています。

宇都木委員 うん。だけど、許せないのだよな、こういうの。剰余金はこれだけあるのに、事業費は40万円なの。

事務局 12月末の決算時点では、次期繰り越し収支差額は17万1,062円。

宇都木委員 うん、だから今年度の予算計上はどうですか。

事務局 今年度の予算で、150万円。

宇都木委員 150万円も計上はしている。

事務局 はい。

宇都木委員 その事業がなくてもこれだけのことはやりましょうということだから。それから、これ貸借対照表、言ってあげたほうがいいよ。負債がないから負債の分を入れなくていいという貸借対照表はないので。負債がなければゼロにすべきなので、貸借対照表というのは様式が決まっています、それを自分たちがつくっちゃダメなのだ。

事務局 そうですね。1回決算はやっている、12月末で。初めて決算している。

伊藤委員 借がないから借にならない。バランスシートなのだから、バランスになっていない。

宇都木委員 バランスとらないと。

伊藤委員 うん、バランスとれないと。

久塚座長 資産はあるけど負債の部がない。

伊藤委員 今言った2番について思ったことをちょっと言います。これ、1回ですよ、やるのが、8月29日。50名集めるわけです。すると、それに対していろいろあるのだけど、その時間、4時間です。その範囲の中で講演があって、それからプチカウンセリングがあってという形なのだけど、まずここで懸念されるのが参加人員、集め方の問題と、そのカウンセラーと言われる人の、公的資格なのかどうか分からないけど持っているのかどうかという問題と、それからあとはそこらじゅうで出てくるんですけど、自分たちの認知度を上げるというのが主体になっている。

このカウンセリングをやった、みんなが聞いてくれればいいのだけど、聞かないで終わっちゃったら、ただ講演会で終わっちゃうねという。それに対しての助成金は結構大きいなという気がしているのです。

久塚座長 24ページの謝礼でカウンセラー、1時間当たり1万円上限するわけです。相談会3時間当たり、5人のカウンセラーなのですか、15万円と書いてあるけど。

宇都木委員 15人を外から頼むのだ、この計画で言うと外から頼むのでしょうか、これ
宇都木委員 うん。

久塚座長 15人をお呼びするわけ。

宇都木委員 じゃないと、50人を2時間か3時間の間でカウンセリングできないから。

久塚座長 もちろんそれでいいのですが、これは、そうですね。カウンセラー15名、大丈夫かな。

宇都木委員 ここにはカウンセラーがいないのだから。

伊藤委員 うん、ここは何も持っていない。関係企業に頼んで、そこから派遣してもら

ってやる。

宇都木委員 そういうことだよ、これは。

伊藤委員 全部そこだもの、とりあえずは。

宇都木委員 だから、体制がないのだ。

事務局 一つだけよろしいですか。ちょっと伺っている話で、この団体は、ミッションの一つにカウンセラーの育成というの掲げているそうなのです。それで、この提携カウンセラーとあるのですが、経験の少ないカウンセラーに来ていただいて、実際にそこでカウンセリングに臨んでいただくことで育成をしていこうというようなところの話があります。一応この23ページの申請事業を実施することで、貴団体の活動への効果というところで、カウンセラーの育成にも注力しておりというようなことでちょっと触れてある部分があります。

それから、登録票の中にも少し触れている部分があります。35ページの目的のところ

です。

すみません、以上です。

久塚座長 はい。

宇都木委員 せっかく応募してきているけど、全体としては何かちょっと力不足な感じがします。

久塚座長 うーん、まあ、はい、野口さん。

野口委員 まずこの2番についてなんですが、40、41ページの収支決算書、貸借対照表、その次の22年度事業計画が入るのですが、これで事業の実施に関する事項の中にカウンセリング事業が金額的にはすごく大きいです。その下のカウンセリング事業も大きくなって、結局21年から22年度にこれだけ手厚くして、予算もかなり大きくなりまして、次期繰越金が156万円あるわけですか。この辺の事業拡大ということを狙って計画書と予算書を書いていたのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。かなり大きい、前年度とは全然スケールが違うのです。

宇都木委員 自信があるのでしょうか。そういうふうにはしか読めない。実績から言ったらこんなに。

野口委員 ええ、これで出てくるわけないというのだけど。

宇都木委員 そんなに簡単にカウンセリングで。

野口委員 事業収入と、それから事業支出、事業費の支出の面でも、かなりここでカウ

ンセリングの事業収入が100万円行きまして、下のほうのカウンセリング事業費は45万円です。次の企業支援が150万円で、下が60でしょう、こういうふうなところでかなり収支のバランスで繰越金をつくるというような形に、ちょっとその辺を聞きたいなど。

宇都木委員 普通NPOはこういう予算書をつくらないのです。

野口委員 そうですね。

宇都木委員 うん、普通は。収支トントンか、ちょっと黒字になるぐらいが普通なのです。だから、事業費に対して経費が少ないということは管理費が少ないのです。

野口委員 ああ、そうですね。

宇都木委員 うん、雑給と書いてあるのが30万円でしょう。

野口委員 ええ。

宇都木委員 そうすると、1人5万円ぐらいの人が年間で60万円でしょう。だから、5万円も払わないわけです、1人に。そういうところがこれだけの事業ができますかということになるのです、普通から言うと。幾らNPOでもこれはちょっと大変でしょうねと。

野口委員 そうですね。

宇都木委員 それつまりこれだけの事業をこれからやろうとする、申請した事業ができますかというのは、それは判断することで。

野口委員 ええ、だからその辺は事業を拡大してこうやるのだというふうなご意見を聞きたいなという気がします。

的場委員 21年度の事業報告書を見ると、新宿区外での事業が主になっているので、何か今回の事業が区民のためとか、今後新宿区に発展をもたらすとか、そういった感じを全く受けず、何か私的にはカウンセラー育成というのがメインで、そのための申請にしか見えないのですが。

久塚座長 企業のメンタルヘルスは今大きな課題になっているので、新宿区の中の事業の中で展開しようというのかなという、私はディフェンスする立場になっていますが。

伊藤委員 事務局にちょっと確認しておいてほしいのですが、助成金申請書の43ページ、会計収支予算書の収入のほうに150万円とあるのだけど、事業計画書によると対象者は都内及び近県だよ。これは新宿区が入っているのかどうか。

都内及び近県の受託先企業勤務者100人、これが一応入っているのだけど、これがほとんど新宿区の企業であれば、ああ、新宿区で頑張っているねという判断はできると思うのです、ここのところ。

それと、この後、100万のところ。都内及び近県の住民の不特定多数、これを事務所に170人を集めてやっていくと。もうこれは1月1日から事業計画書となっているので、もう4月、5月です。これまでに実績が上がっているのか、上がっていないのか、そこら辺だけちょっと確認しておいてほしいのです。

事務局 実績が上がっているのかどうかですね。

伊藤委員 まだ何もとか、受託先もまだ決まっていないとか。

事務局 では、委員からの質問という形で、メールを私のほうから出させていただいて、回答をいただきました皆さんにお流しする形で報告します。

伊藤委員 拡大の気持ちはわかるけどね。

久塚座長 よろしいですか、ほかには。

宇都木委員 7番がどうしてこの助成金を申請しているのか理解に苦しむのだ。ここの団体の財政規模はすごいのですよ。だから、まさに新宿区に我々は自分の立地条件の中で社会貢献活動をする、このぐらいのことは自前でやりますと。

久塚座長 考えようによっては本拠にしてくれてありがとうということもあるかもしれませんが。

宇都木委員 やっていることは確かなことをやっているのだけど、でも何となく自前で頑張ってもらいたいと思うけどな。

竹内委員 今の件で145ページに内訳があるのですが、ここの場合はいろんなところから助成金がダブって来ていてもいいという話なのですね。例えば収入のところに国際交流基金助成金が40万円あって、なおかつこちらのNPOのほうで40万円助成金をもらうことになっているのですが、その辺は何かあるのですか。

事務局 では、事務局からご説明します。皆さんにお配りさせていただいた「NPO活動資金助成の手引き」という中でご案内をさせていただいているのですが、いわゆる民間からの助成金、財団法人ですとか、そういったものについての助成については、このNPO活動資金助成、重複して利用することは可能です。

6ページの中にここだけはだめだよというので、ちょっと米印を出しているのですが、新宿区または区の外郭団体、いわゆる新宿区社会福祉協議会とか未来創造財団とかございますが、区や区の外郭団体と共催で行う事業、それから新宿区、または区の外郭団体から助成を受けている事業は対象となりませんということで、これだけはいわゆる新宿区のほうで、ほかの部署とこの地域調整課が二重で支援をしてしまうという格好になってしまい

ますので、その部分だけは助成申請できませんよということで対象外にしておりますが、いわゆる国からの助成金、あるいは財団法人からの助成金等については対象として認めております。

竹内委員 わかりました。

宇都木委員 これだっていっぱいあるのです、いろんなところからもらっているのが。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 これはしょうがないのです。同じ事業に複数からの助成金というのはどうかと思うけど、この新宿区の場合はそういうことをとらないということになっているのだ。

事務局 はい。

久塚座長 あとはこの委員会で議論することじゃないのかもしれませんが、その他の書類で、国際交流基金のほうで新宿区のほうからもらったらどうこうというのがくっついていないからだと思うのだけど、反対のほうが、僕は逆に気になるのです。こっちへ出すときに、こちらは見なくていいことにすりゃいい。ちょっと気になりますけど。ちょっと調べようがないかもしれないけど、気にかけておいてください。

事務局 そうですね、それは申請していただくときに先方に問題がないかどうか、確認していただくようにお話をしております。

竹内委員 すみません。参考までにお聞きしておきたいのですけれども、5、6、7番は二次でバツとなっているのですが、この辺の何か状況をちょっとわかったら。

久塚座長 これはいずれも前年度ですよ。

竹内委員 そうです。

久塚座長 早田委員が座長のときです。私はしたがいまして知らないことですが、主なる理由というのは、何か記録に残っているものというのはありますか、文字面で。

宇都木委員 文字面じゃない。

伊藤委員 5番は去年、参加者を限定しているのだ。広く募っていなくて、枠を決められていたと思う。だから落ちた。

事務局 ちなみにこの5番は別の事業で、昨年度交流キャンプのほうで申請をしていただきました。

伊藤委員 そうそう。障害者とどうのこうのと言ったときに、障害者が何かを限定しちゃっていて、そういう人だけというような、多く一般的な障害者でなかったから残れなかった。

久塚座長 そういう要件のところのことはなじむのですが、あとは合計点で最終的にいきますので、個別の委員の方は自分は本当は賛成だったとか、そういう話になるとややこしいので、今、伊藤委員が言われたように、要件に近いようなことをご記憶がありましたらお話しください。それが決定打かどうかというのは全く別のことになります。この委員会としては議論をしますけど、結論は一つで、それは総合的な判断で一つの結論を出すということだけで。

関口委員 続けて5番なのですけど、告知の方法とその参加申し込みの募集の仕方が、基本、会員にまず広報して、あと会員の紹介であれば区外の方も参加できるというような、若干会員の方が優遇される内容で、かつ、おとしもやっぱりその会員と、あとその会員の紹介の方であつという間に満員になってしまっていて、結局その会員になっていないと参加できないような状況があったということで、やや厳しい判断が下つたというふうに記憶しています。

久塚座長 形としては区民ニーズという形での実際の部分の判断基準というのがやっぱりあるのだろうということだと思ふのです。よろしいですか。

宇都木委員 こういう何回も申請しているところというのは原則自立なのです、もう。それで事業内容が変われば何でもいいというものじゃなくて、NPO自身の力がつくように助成しているわけだから、それを何回も何回も同じことをやって、それがもしもっと多く出ていればそっちに優先してあげるとか、それはもうあつていいのだと思ふのです。

だから、補助金は特に政策誘導に使うけど、助成というのはその団体が力をつけるためのお手伝いをしましょうということだから、今伊藤委員も言っていましたけど、3番なんというのは、やればやるほど赤字になって、その赤字をつくることに我々が協力するなんというのは、新宿が協力したらまずいよ、つぶれちゃったら意味ないよという話になっちゃう。

伊藤委員 7番の団体で、セミナーは2回とも筆筈町でやるのですけど、最後のシンポジウムがJICAの国際会議室というふうになっているのだけど、この筆筈町のほうは設備として音響設備なんかあるわけだね、当然。JICAのほうは音響使用等で10万円かかっているわけです、使用料で。何でこれは最後だけここでやらなきゃいけないのかと思ふのですが。筆筈町のところだってあそこの区民ホールは広いじゃない。400人位は入れるようなところだから。

地域調整課長 いえいえ、地域センターの集会室を使うのです、このバラA、Bと書いて

てあるのは。

伊藤委員 ああ、上のほうはね。

地域調整課長 ええ。

伊藤委員 下のところで使えないのかなと。

事務局 区民ホールですか。区民ホールはむしろお金がかかります、指定管理者なので。多目的ホールだったらかからないのですけれども、あの広い筆笥の区民ホールのほうだと別途料金がかかります。

伊藤委員 2階じゃなくて一番上の階の。

事務局 ああ、多目的ホールですね。

伊藤委員 そうそうそう。そこら辺でやれば結構いいと思ったのだけど。ここでやる意味がちょっとわからない。

地域調整課長 国際会議室。これ、場所はどこにあるのだけ。

事務局 市谷本村町です。

宇都木委員 ああ、市谷か。

事務局 はい。

伊藤委員 そんなのがちょっと気になったのです。

野口委員 いいですか、6番の独居高齢者孤独死防止事業があります。これ、去年は二次で落ちたのですが、その根拠とか経過はどういうものだったのですか。今、私どもがやっているところでは、勉強会で新宿区の高齢者見守り事業はどうあるべきかということでいろいろやっているのですが、その中でも孤独死の問題が出てきまして、もっと孤独死対策をやらなくちゃいけないのではないかなということで、社会調査もやろうかなと思ってるところなのですが、その辺でこの人たちが二次で落ちた理由は何だったのか。

宇都木委員 多分この会が主体的にやるのではなくて、だれかに頼んでやってもらうところなのです、消息確認だとかそういうのを。伊藤委員、どうだったかな、これ。

伊藤委員 これ、電話の安否確認かな。何人か入れて、電話するというやつでしょう。それだったらあまり意味がないねという。結構お年寄りって電話に出ないのだ。この団体は確か、社協の「ぬくもりだより」を届けているところなのだよ。

事務局 ええ。

伊藤委員 本当だったらそっちを優先すれば、こんなのやらなくても済むというような判断だったかと思います。

久塚座長 野口委員のおっしゃるように、私も国のお金で孤独死の調査をしていますけれども、大変な大きな問題です。孤独死に対する対応の仕方というのは難しいので、これ、事業だけを見ると予防事業ということですがけれども、ここの趣旨と少し合わなかったのかもしれないなという。

宇都木委員 今度のやつはそうじゃないのだよね。何かお楽しみ会をやって元気づけようと、そういう話でしょう。

野口委員 まあ、そういう機会をつくってどんどん人集めしていくということですね。

伊藤委員 ちょっと雑談で聞いてほしいのですが、孤独死が始まって問題になったところでは、千葉の常磐平団地の事例があります。ここがかの有名なところなのですが、最近少なくなったの。なぜ少なくなったかという、今言ったように月に1回か2回、真ん中に広場があって、そこで音楽会だとか何かだとか、みんな誘って出るようになってきている。それがもう2年ぐらいになるのだけど、それが始まってだんだん少なくなってきたというのがあるから、今言ったように表へ出るようなことが一番いいと思う。

久塚座長 いろいろな仕掛けは全国にあるみたいで、賃貸のものと個人資産とじゃ大分やり方が違うみたいで、孤独死があるとそのマンションの5,000万円、6,000万円というものの価値も下がるから、見回り隊が非常に強力にできているところというのは、有名なところが何力所かあります。自分のところの物件が下がらないために、一つ一つに声をかけて回っている、管理運営している集団というのが結構ある。

戸山団地も学生さんを入れて何とかしよう、これは新宿区、あるいはうちの学部の成富先生たちが調査をされて新聞へ出たところですけど、いろんなやり方があるのだろうね。

宇都木委員 今ひどいのは都営住宅とか区営住宅です。うちの近所にもあるけど、今、URで少し、多摩のほうがもう高齢者団地になっちゃったところがあるのかな。

久塚座長 そうですね。

宇都木委員 この前言われていた、私も行きましたけど。

久塚座長 今、日本の国際調査によると例えば東京、大阪です。昔の万博の跡のほうだとかが調査対象になっているのです。縮小する都市ということで、日本もですけども、例えばロンドンであるとかパリの一部であるとか、大きな問題になっていることは、日本人だけじゃなくて外国の社会学者が見ていて、日本財団がお金を出して、結構先生たちを呼んでいるのです。

よろしいですか、少し時間が過ぎましたけれども、あわせて一次審査採点に当たっての

確認事項に行きたいのですけども、皆さん方には29日までということをお願いしますが、そのことを少し事務局から説明をしてください。

事務局 わかりました。では、ちょっと先ほどの説明に重なる部分がありますが、今日意見交換を行っていただいた上で、各委員に採点表にAからEの評価をそれぞれ新事業立上げ助成、NPO活動資金助成について採点をしていただきまして、今週の木曜日、4月29日の祝日になりますが、この日必着で事務局のほうにお送りいただきますようお願いいたします。

5月6日木曜日にその集計結果を皆様のほうにお示ししますので、二次選考の対象にする団体を協議決定していただければと思っております。また、採点に当たりましては、この協働推進基金は区民や事業者の方からの寄附金を募って助成をしている制度になりますので、前回、第1回の支援会議のほうで、資料5として配布した寄附金の分野指定の寄附がございましたので、そのあたりの寄附者の意向も配慮していただいて審査をお願いできればと思います。

それから、あと確認になりますが、このNPO活動資金助成、採点表が2枚ございまして、新事業立上げ助成の審査対象は、申請番号の1番と2番になります。

それから、NPO活動資金助成、こちらの既存型のものについては対象が6団体、申請番号から行きますと3番から8番の六つの団体がその対象になります。かつ、採点表の一番右側の実績評価を記入していただく対象は、申請番号3番。と申請番号8番、こちらの2団体がその対象になってまいります。採点表で行くと1と6となりますけれども、という形になりますので、よろしく願いいたします。

引き続きプレゼンテーションの説明に。

久塚座長 そうですね、1分だけ話すとすると、この委員会、去年の議論はちょっとわかりませんが、それ以前の議論で言うと、できるだけ多くの団体をプレゼンテーションにお呼びして、そこで表面だけからはわからない最終結論を出せばいいねという意見が非常に強かったのですが、なかなかこの委員会厳しくて、そうは言いつつも、もう一次の採点の前にこれはだめだ、あれはだめだみたいな話が出かけているので、どうぞ広くお呼びしないとわからないねと発言した趣旨を、各委員ご理解の上で進めていただければというふうに思います。

続けてどうぞ。

事務局 それでは、公開プレゼンテーションの方式について、今回初めての委員もいら

っしやいますので、資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。プレゼンテーションにお呼びする団体を何団体にするか、あるいはその質問時間をどうするか、質問方法をどうするかということにつきましては、5月6日に第3回の支援会議がありますので、そちらでご議論いただくこととしまして、一応昨年度の実施の状況に基づいた実施要領(案)ということで皆さんにご参考として、今日ご説明させていただきたいと思います。

まず、公開プレゼンテーションは、5月20日木曜日の午後を予定しております。場所は戸塚地域センターという2月末にできました新しい施設です。こちらの多目的ホールで実施を予定しております。

こちらの公開プレゼンテーションなのですが、公開形式としまして、一般の傍聴者の方にもご参加いただける、出入り自由な形での実施ということになりまして、またそこで行われた質疑応答、あるいはプレゼンテーションの内容につきましては、またテーブルに撮ったものを議事録としてホームページ等で公開する形となります。

こちら昨年度の実施内容で行きますと、1団体当たりの発表時間は8分、それから委員からの質問時間は8分ということで行っております。プレゼンテーションに参加できる団体の参加人数は1団体3名までという形にしております。また、プレゼンテーションの方法は自由で、プレゼンター席にはパソコンと、それからプロジェクター等の機器を設置します。団体によっては紙ベースの資料でご説明される団体もいらっしゃいますが、パワーポイント等を持ち込んできていただいて、パソコンを使用して、パワーポイントに基づいてその申請事業内容の説明をされる団体の方もいらっしゃいます。

一応パワーポイント等のデータ、あるいは当日配付の資料については事前提出という形になっておりまして、各団体には一次審査決定後の5月14日金曜日までにデータ、あるいは資料を事務局のほうに持参するという形をお願いする予定です。

それから、各団体に対する質問なのですが、代表質問者というのをあらかじめ各委員の中からお決めいただく形をとっております。事前に各団体に対して質問する事項についてを、質問票シートを委員の皆様にお送りしまして、そこに団体ごとに質問を記載していただきます。その質問を記載していただいたものを事務局が取りまとめをしまして、代表質問をされる委員を事務局のほうで割り振りをさせていただき、当日はその代表質問の方が他の委員の質問を見ながら、各団体に質問をしていただくという形をとっております。代表質問者の質問時間が残った場合には、自由に委員に質問していただくという形式で昨年度は行っております。

当日のタイムスケジュールなのですが、こちら、今年度は申請団体自体が8団体ということでしたので、すべての団体をプレゼンテーションにお呼びした場合どうなるかということに計算させていただいたものになっております。

各委員には代表質問者を決めていただく関係で、委員同士でこの質問内容についてはどうということですかというような質問調整等が出てくると思いますので、当日はプレゼンテーションの30分前、12時半に集合していただきまして、別の会議室を控室としておとりしていますので、そちらで質問内容等を調整していただく形になります。

それで、1時に会場の多目的ホールのほうに移っていただきまして、支援会議を開会いたしまして、事務局の説明後にプレゼンテーションを開始します。前半4団体、後半4団体という形でプレゼンテーションを行いますと、3時50分プレゼンテーション終了になる予定です。

そして、その当日に助成団体を決定するという流れで毎年お願いをしております。別室をおとりしておりますので、この3時50分にプレゼンテーションが終了したときに、二次審査の評価点の採点を各委員にお願いをしまして、事務局のほうにその場でご提出をいただきます。16時より支援会議を再開いたしまして、そこで集計結果に基づきまして、どの団体に助成をするかというのを当日のうちに決定していただくという形になります。

助成団体の決定が終わりましたら支援会議を閉会するというような流れで考えております。一応8団体すべてプレゼンテーションして、支援会議の閉会予定が16時15分という予定でございます。

以上、プレゼンテーションの流れの説明です。

久塚座長 これ協働支援会議の大体終わりのほうというか、決定するところまでで、4回使ってそこまで来るという形になりますので、集計もそれほど時間がかからないことだとは思いますが、その日のうちに結論をお出しすることになっております。

進め方についてご質問はありますか。

宇都木委員 そうすると、去年から引き続きのところは、仮に決まっても今年で終わりということ？

事務局 同じ事業での申請は今年で終わりです。

宇都木委員 これでその対象となるということ？

事務局 今年度は対象になります。

宇都木委員 そうじゃなくて、この。

事務局 3番と8番ですよ。

宇都木委員 うん、うん。これは今年決まったとしても、今年で終わりだということだよ、この同一事業は。

事務局 同一事業は今年で終わりです。

宇都木委員 そういう対象だということだよ。3番と8番は。

事務局 はい。

久塚座長 だから、どうだということではありませんので。それぞれ来るという話で。

宇都木委員 今、審査に影響するとかしないとかじゃなくて。

久塚座長 いや、何か微妙な聞き方をされているので。

宇都木委員 いやいや、意味合いはそれで影響があるか、ないかというよりも、はっきりしておいたほうがいいのではないかという。

久塚座長 ほぼそれで制度趣旨というのはもう公にされているわけですから、ただ移行期間中でありますので。

伊藤委員 今のに関連して、例えば同じ事業だけど、例えば最初に申請したときに地区を限定しちゃうじゃない。どこどこ地区でこういう事業をやりますと。次のときに同じ事業だけど違う地区でやった場合はどうよ。水平展開している。

久塚座長 それも判断だから。

地域調整課長 同一事業に当たるかどうか、支援会議で判断していただければ。

宇都木委員 それは地区が変わるだけじゃ変わらないよ、それは同じだよ。

地域調整課長 そのご判断は皆さんにお任せします。

宇都木委員 それでないと不公平になるよ。

久塚座長 だから、委員会が判断するべき、事務局があとでごにやごにやと言うかもしれないけど、責任を持って判断していただければ、それでいいのではないですか。

宇都木委員 その辺は関口委員がちゃんとアドバイスしてくれますから。

久塚座長 よろしいですか。

では、もう少し先に進めさせていただきます。ようやく協働事業提案というところに少し入ってよろしいですか、いいですか。

宇都木委員 はい。

久塚座長 では、お願いします。実施方法について、事務局のほうから説明してもらいます、資料2以下。

事務局 NPO活動資金助成と並行しまして、協働事業提案の募集も開始する時期となりましたので、こちらの実施方法について説明させていただきます。使う資料は資料2、資料3、資料4になります。

まず、資料2ですが、平成22年度協働事業提案募集要領(案)となっております。こちらのほうは昨年度とほとんど内容的には同様です。一部文言整理を行ったことと、それから日程を今年度のものに変更してございます。

ただ、新しく加わりました委員の方もいらっしゃるのと、あと確認のためということで説明したほうがよろしいでしょうか。

久塚座長 はい、資料を使って簡単に説明していただけますか。

事務局 はい。では、資料2のほうをごらんください。この協働事業提案につきましては、NPO活動資金助成と違しまして、この1ページの二重線で囲まれた枠のところになるのですが、NPO法人またはボランティア活動団体、それから市民活動団体等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体であればこの対象となっております。

協働事業提案制度の目的ですが、NPO等の専門性や柔軟性を生かした事業の提案を募集して、平成16年3月に策定しました「新宿区・地域との協働推進計画」にあります協働の基本原則に基づいて新宿区とNPOが事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な課題の解決を図ること。それから、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPOの育成を促進することを目的として行っております。

協働の基本原則につきましては、六つございまして、まず相互理解、二つ目が自主・自立性。次のページに行きまして、3、対等の関係、4、目的の共有、5、関係の公開、6、関係の見直しとなっております。

今年度の提案の募集期間ですが、5月14日金曜日から6月22日の火曜日までを計画しております。広報につきましては、5月15日の新宿区広報に募集開始ということで掲載する予定です。ホームページにつきましては、5月14日に掲載をいたします。

それから、説明会の開催ということで、5月21日、24日、25日の3回を予定しております。できましたらこちらのほうも活動資金助成と同じように、支援会議委員によるミニ講演を行ったかどうかと考えておまして、昨年度よりも30分時間をふやまして、2時間半の予定で組ませていただいておりますので、またご協力をお願いすると思いますが、よろしく願いいたします。

久塚座長 実施するのですか、ミニ講演。

事務局 実施したいと考えております。

久塚座長 去年はやっていないのですよね。

事務局 ええ。活動資金助成のときから初めてやっているのですけれども。

久塚座長 はいはい、わかります。では、ここが決めることでも何でもないので、もし委員の方を含めてご依頼がありましたら、ご協力よろしくお願ひいたします。

事務局 よろしくお願ひします。それから、提案事業の募集区分につきましては、NPOからの自由な発想による事業、それから区から提起する課題に対して提案する事業の二つの区分で募集しております。区から提起する課題につきましては、現在各課へ募集をかけているところです。

それから、実施事業の区の負担額の上限額が1事業当たり500万円となっております。実施に必要な費用とは、事業実施に直接必要とする経費で、管理等に必要な費用は含んでおりません。

それから、協働事業の実施年度は、募集年度の翌年度内に実施の単年度事業となります。平成22年度に募集する事業は、平成23年度に実施する事業となります。単年度事業ですが、区長が必要と認めるときは、さらに1年間継続して実施ができるようになっております。最長2年間できるということです。

これにつきましては、区の予算要求を行う時期が大体10月なので、事業を開始しまして、その年度の10月ですと、まだ年度途中でその事業を実施した実績がわからないうちに予算編成時期を迎えてしまうということで、引き続きその時点で区の事業として実施するかという判断ができないということもありまして、1年間継続することができるようになっております。

それから、応募の資格は先ほど申し上げましたが、NPO法人またはボランティア活動団体、市民活動団体などの営利を目的としない団体で、次の要件をすべて満たすことが必要となっております。1団体につき1提案の募集でして、それについては複数の団体の共同提案も可能としております。

要件というのが、規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えている。予算・決算を適性に行っている。それから、事業の成果報告や会計報告ができること。宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。それから、暴力団関係の団体ではないこと。あと、協働事業の業務を遂行できる能力及び実績を有すること。あともう一つ、提案団体が新宿区協働事業提案制度審査会委員との間に利害関係がないこととなっております。

それから、対象となる協働事業、こちらのほう、昨年度この支援会議で議論していただいて、平成20年度とは一部変えさせていただいている部分です。協働事業のうちこの制度で提案する事業は次の要件を満たすことが必要です。読ませていただきます。

1、公益的・社会貢献的事業で、地域課題や社会的課題の解決に向けた新たな視点を取り込まれている事業。

2、区民満足度が高まり、具体的な効果または成果が期待できる事業。

3、多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業。

4、事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業。

5、協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業。

6、NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業。

7、明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業。

8、予算の見積もり等が適正である事業。

9、NPO等の活動基盤強化や組織人材の成長につながる事業となっております。

ただし、これにかかわらず、次に掲げる事業は対象外となります。まず、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業。2、学術的な研究を目的とした事業。3、地区住民の交流行事等の親睦会的なイベントなどの事業。4、営利を目的とした事業。5、宗教活動または政治活動を目的とした事業。6、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けている事業。7、事業実施の伴わない調査のみを目的とした事業となっております。

先ほどのNPO活動資金助成のときには、新宿区及び新宿区外郭団体以外からの助成は認められていたのですが、協働事業提案の場合には国、地方公共団体、またそれらの外郭団体からの助成は認められておりません。

審査につきましてはこの協働支援会議、それからそこに区の職員である総合政策部長と地域文化部長の2名が加わりました協働事業提案制度審査会が審査基準に基づいて行うこととなります。

審査によって選定された事業につきましては、区が予算の成立を条件として事業決定をすることとなります。

それから、協働事業実施中につきましては、この協働支援会議によりまして第三者評価、協働事業評価制度による成果の分析と評価を行っております。

それから、この協働事業提案制度につきましては、審査も含めまして選考過程の透明性・公開性を高めるため公開としております。

次のページに行きまして6ページの提案制度の流れのところをごらんください。こちらのほうで流れを簡単に説明させていただきます。まず、募集期間が5月14日から6月22日までとなっております。

提案が6月22日に提出されましてから、審査員のほうには活動資金助成と同じように提案書のほうを送付させていただきます。それから、一次審査までの間に提案内容に関して質問があった場合には、事務局で受け付けをしまして、提案団体から回答を得て、また審査員のほうにお返しするようにいたします。

一次書類審査につきましては、7月22日木曜日となります。

それで、一次審査を通過した団体につきましては、事業課のほうでヒアリングをして、事業課は二次審査のときに使用します意見書というものを作成いたします。二次審査のときにはその提案された事業の提案書、それから事業課の作成します意見書、それからプレゼンテーションの内容をお聞きいただいて、採点をしていただくようになります。

二次審査は公開プレゼンテーションで9月3日金曜日を予定しております。こちらの表にはないのですが、その後、最終選考を9月6日月曜日に実施する予定です。この9月6日の最終選考によって選定されました事業につきまして、審査報告書をこの審査会で作成していただいて、区長に選定された事業についての報告をしていただくようになります。

それから、区のほうでは予算成立が伴いますけれども、事業決定をしていくこととなります。

次のページ、7ページには審査の基準を載せてあります。

久塚座長 そこまででとめていいですか。

事務局 はい。

久塚座長 5月6日に少しまた時間がとれるのですが、皆さん方には要領(案)で協働事業提案を進めていきますけれども、まだ今、(案)というふうになっていて、修正、変更を要するようなことがもし委員会として出てきましたら修正をかけるということをしませんが、今日のところは審査の基準まで。区からの提案はまだ出ていないのですよね。

事務局 はい、締め切りは4月30日になっておりますので、まだ今のところ出てきておりません。

久塚座長 はい。審査基準は協働の必要性、それから事業の実現性ということの項目を

設けて、右側にある審査の視点というところから判断をするということで設定しております。

あわせてこの図の資料3、資料4などについても、これはちょっと無理っぽいですか。

事務局 資料3の説明だけさせていただいていいですか。次回のときには決定していきたいと思いますので。

久塚座長 はい、では、説明をいただいて。

事務局 先ほどの審査基準についてはごらんいただければと思います。

資料3について説明させていただきます。この資料3につきましては、昨年度の支援会議の話し合いを受けて作成したもののなのですが、昨年度支援会議の審議の中で、協働事業提案の申請があった中には、補助との違いがわかっていないもの、それから既存事業と重複しているもの、またその事業を実施するに当たっては他との連携が必要にもかかわらず、その連携をとろうと考えている相手方とコンタクトをとっていないというようなものが見受けられました。

そのような申請をなくすための対策として、申請時に提案する方が確認を行えるようなチェックシートを作成することも方法の一つではないかというような話が出ておりました。

それからまた、委員の中から出た発言ですが、協働事業提案審査報告書、また評価報告書は、協働事業がどういうものかというのがそれを読むとわかるようなものになっているので、申請する方には読んでから企画することを促せないかというようなご意見もございました。

募集に当たっての説明会の際には、審査報告書、評価報告書については新宿区のホームページに掲載しているので、企画する際に参考になるので読んでほしいというようなことは申し上げてはいたのですが、それを実際に読んでいるかということの確認は行っておりません。

そこで、このような内容を入れた確認シートというのをこの資料3で提示させていただいております。確認の内容をまず協働事業について、それから企画内容について、それから書類提出についてと大きく三つの柱に分けて作成をいたしております。

久塚座長 今説明があったとおりなのですが、趣旨から言いますと、これはこのチェックがついていない項目があるからといって申請を受け付けないものではないということなのだけでも、制度趣旨に見合うあまりにも基本的なことについて理解が十分ではないものがあるので、それをさらに進めるためにということで設けられたものと理解し

ております。

協働事業について、企画内容について、書類提出について、これは今日決定ということで様式を整えつつあるのですか。

事務局 5月14日から募集を開始しますので5月6日には。

久塚座長 ですね。ですから、今説明をしていただいて、さらにお読みしていただいても理解は深まるというものではなくて、皆さん自身で読んで同じだと思いますので自主的に読んでください。

事務局 はい。ご意見がございましたら、もし可能であれば事前にメール等でいただければと思います。

伊藤委員 一つだけ、資料2の2ページの5と6の「関係の公開」と「関係の見直し」というのがあるのだけど、関係の公開の5のほう。何に関係があるかわからない、今さら言っている感じなのだけど。ここで言う関係って何なの。もし後ろにある協働の関係と言うのならば、後ろに入れるのではなくて5のほうに入れないと、よりわかりづらい。6番、関係の見直しで、一定時期に協働の関係を見直しますとあるじゃない。もしここに協働の関係を見直すと入れるなら、こっちを削除して関係の公開のほうで同じことならば、協働の関係は公開されなければなりません。そうすると、そこでわかるから次のほうは、ああ、協働の関係が見直されるのだと思うじゃない。

事務局 ああ、順番的に。

伊藤委員 そう、順番的に。最初だと何に関係があるのだろうと思っちゃうよね、わからない。関係の公開って何が公開されるの。

久塚座長 これ、去年。

事務局 これは平成16年の3月に策定してあります。

伊藤委員 だから、今さらな話なのだけど。

事務局 そうなのです、協働推進計画。

伊藤委員 何が関係なのかと。

事務局 そう、関係の公開というのは。

伊藤委員 どんなのが関係なのですかと言われたときに。ここでは関係と言っていないのだよね。

事務局 これ、そうですね、目的や支援・役割のあり方と。

伊藤委員 そうそうそう。

事務局 事業を実施するに当たっての計画の部分で透明性を持ってやっていきなさいよということを行っている。

伊藤委員 うん、そうそうそう。それで、だから関係ってここでは何を関係と言っているのかなと。

久塚座長 だから、3の対等の関係の関係なのでしょう。だから、協働というのは相手方のあることなので、相手方との関係が対等であるということが。

伊藤委員 公開されなきゃいけないということ。

久塚座長 常日ごろから公開されていることでしょう。クローズドされたことではなくて、常にそういう関係である、新宿区とNPOがそういう関係にあって、どういうふうに事業が進んでいるかということについて開かれている。関係というのはこの事業で行っていることの関係ですよ。

伊藤委員 そうそう。それだったら対等に行われているかどうかとか、何か入ったらよりわかりやすいんじゃないかな。事業が対等な関係で進められているから公開されることが必要ですとか。それだけ。

久塚座長 では、この案のところ、ちょっと。

関口委員 ちょっとよろしいですか。昨年の議論の中で、たしか一次の書類審査の後に二次の公開プレゼンテーションに向かうまでに、提案団体が申請内容の修正をして出したときに、その扱いをはっきりさせるということがあったと思うので、一次審査で提出した書類から二次審査の間に申請内容の修正ができるのか、できないのかというのは、この募集要領の中のどこかに入れておいていただければと思いますが。

事務局 はい。

久塚座長 実際にずっと議論が何度も出てきたところですね。提案内容を詰めていくときに、予算やウエートの置き方を含めてスライドというか、ちょっとずれていくことがあるのです。そうすると、それを重ねていくと最初のものから全く違うように見えてきたり、三つ出していたのが一つだけになったり、記憶にあると思いますが、伊藤さんたちも。えっという感じになってしまうことは事実上あり得る。

そのようなことと、そういうことが最初からわかっていたらというふうにNPOが見ちゃうかもしれないし、だからその事業の中にどういうふう書き込むことがいいのか。例えば採択されて進めていく、あるいは一次と二次の審査のところを進めていく過程で多少変容があったようなものの扱いについて、一つは実施要領のところをいじる必要があるか

どうか、説明のところはどう述べるかどうか、それから説明会などでそういうことをどう扱うかについて、もう既に決まっているものは別として話せる事項があったらピックアップして、今、関口さんが質問に出されたことについて、5月6日に対応してください。

事務局 はい。その変更については、手引きをもとに説明会では説明をしているのですが、その際には大きな変更はできませんということで話はさせていただいております。去年の例については、最初出された提案が全然その具体的内容が読み取れるような企画になっておりませんで、それをより具体的なものに落とししたのを提出されたというのがあります。そのとき若干事業が変更されているように見えたというのもありました。

その辺についてどう取り扱うか、そういう書類を一度出したものからの変更を認めるのかどうかということについて、昨年度決めていきましょうということで話がなされていたところです。

では、それにつきましても5月6日に決めさせていただきたいと思います。

久塚座長 一次審査にかかるものについては、抽象度の高い書き方じゃなくて具体的な書き方をしてもらわないと、やっぱり審査しづらいですね。

事務局 そうですね。

久塚座長 通った後にそれをかためていくというのはあまりにもずさんな感じがするので、それも審査対象になっていく可能性はありますよね。

事務局 ええ。事業課とヒアリングをした際に、事業課のほうでこれだと全然どんなイメージを持って事業を計画したらいいのかがわからないという話が出まして、それでより具体的な内容に変更したという経緯がございました。

宇都木委員 両方あるのだよね、事業課と意見交換しているうちに変わっちゃうというのものもあるのだ。だけど、後出しはやっぱりまずいですね、後出しは。

事務局 ええ。

久塚座長 そうは言うものの、事業課もそういう提案については少しやわらかい頭になっていただいて、必ずしも十分に理解できなくても提案について言うことを聞いてほしいなというようなのがあるのですけど。

宇都木委員 だから、むしろ提案する前の事前にちゃんと事業課と意見交換をして、こういうことなら一緒にできるねとか、内容をこうしたら区のほうの方針も変えられるねとか、そういうのは事前に議論すればいいと思う。説明会でそんな話をしてあげればいいと思うのです。

事務局 はい。それで、今回この確認シートの2番目の企画内容についての1番のところに、企画するにあたり、区の事業担当課に調査・相談し、区の計画や同様の事業実施状況等を確認したというのを入れさせていただいております。

久塚座長 宇都木委員が発言されたように本当に使命感を持ってやろうというのであれば、それぐらいはしてほしいなということです。しかも行政に言うことを聞かせるという。そうあってほしいのですけれども、なかなかそういうふうになっていないという。

関口委員 あと最後に。まだちょっと行政の側から提案が出ていないということで、また昨年同様ゼロ件にならないように、頑張ると思うのですけれども。

事務局 はい、頑張っております。

関口委員 頑張ってくださいと。

伊藤委員 自分たちが出せばいいのだ、二つぐらい、1人一つ。

事務局 23日に協働推進員会議というのを開きまして、そこでも今年度のいい取り組みを紹介させていただいて、協働事業にはこんなにいいことがありますので、ぜひ課題を出してくださいということで念押しをしております。

伊藤委員 自分たちも除外されるのではないのだよ、対象なのだから。

事務局 はい。

久塚座長 新宿区の各セクションとしては出しにくいのかもしれないけど、粘り強く説得して、1件でも2件でも多く区のほうからも提案が出ることを待っておりますので、よろしく説得お願いいたします。これは委員会からのお願い。

では、多少延びましたけど、これで第2回の会議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局 次回の協働支援会議は5月6日木曜日の午後2時から、隣の第3委員会室になります。ありがとうございました。

了